

公益認定等委員会 だより

第7号(その14)

平成24年

6月1日発行



西田記念館((公財)東邦銀行教育・文化財団)

新公益法人制度の移行期間が残り1年半となりました。これから申請される法人におかれましては、内閣府の申請サポートをご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。また、移行された法人で、事業年度が3月末までの法人は、今月末が事業報告等の提出期限となりますので、よろしくお願いいたします。

<目次>

- P2 申請サポートについて
- P5 一般法人に移行された皆様へ
 - ・公益目的財産額等の確定手続きについて
- P6 公益法人活動紹介
 - ・⑩公益財団法人東邦銀行教育・文化財団
 - ・⑪公益社団法人総合紛争解決センター
- P9 事業報告等の提出について

内閣府への申請状況 (平成24年5月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1702	146	1457	98
移行認可	1249	114	1089	46
新規認定	145	32	92	20

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

特例民法法人(社団法人・財団法人)の皆様へ ～あと1年半以内に移行申請をしないと解散扱いになります～

平成20年12月1日に施行された、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)により、平成25年11月末(施行後5年)までに新公益法人(公益社団法人・公益財団法人)又は一般法人(一般社団法人・一般財団法人)に移行しないと、解散したものとみなされます。

移行申請が未検討の法人においては、理事会における議決等法人内部の意思決定の手続が申請の前提になりますので、早急に検討を開始していただきますようお願いいたします。

内閣府においては、各申請検討段階に応じた申請サポート(相談料無料)を行っておりますので、どう検討すればよいか分からない法人の皆様、申請書の書き方で困っておられる皆様、その他申請に当たって不安なこと、不明なことがある皆様は積極的に活用していただければと思います。

(参考)内閣府における申請・審査状況(平成24年4月末現在)

申請状況: 2,785法人(注1:42%、注2:63%)から申請を受付。

そのうち、新公益法人への移行認定は1,577法人、

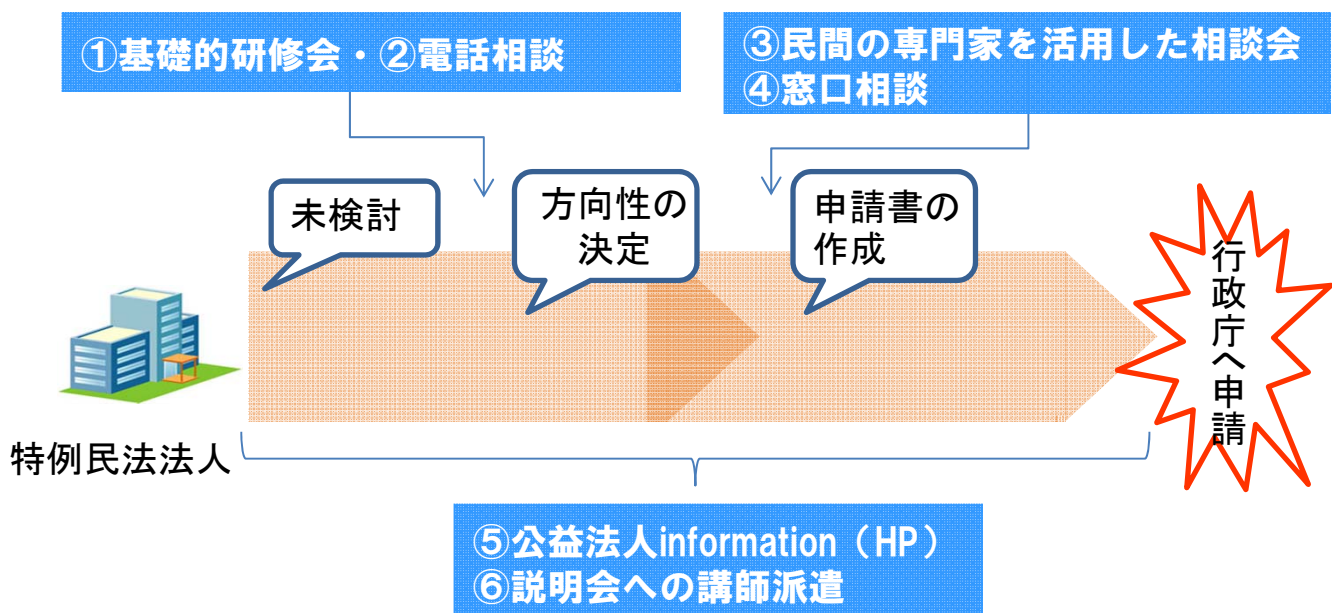
一般法人への移行認可は1,171法人

注1)国所管の特例民法法人6,625法人(H20.12現在)

注2)内閣府への申請法人(予定を含む)は約4,400法人

内閣府の新公益法人制度への移行申請サポート

内閣府では、平成25年11月末の新公益法人制度への移行申請期限に向けて、移行申請を検討する特例民法法人を対象に、基礎から申請書の内容等まで、法人の皆様の申請に係る検討状況に合わせた様々な申請サポートを行っています。



各申請検討段階に応じた申請サポートを実施！

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています（1回1時間半程度）。

申込み方法等については、随時ホームページ「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231
（メール）hiromi.obata@cao.go.jp



② 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

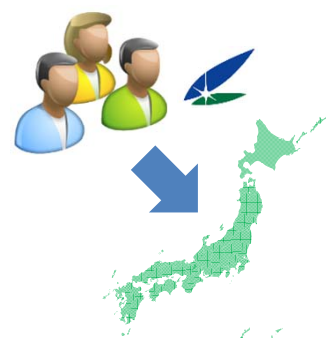


③ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

今月は、6月13日（水）、6月25日（月）に、いずれも東京で開催します。また、今年度は、地方での開催の更なる充実を予定しています。

申込み方法等については、決まり次第、随時ホームページ「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。



④ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、ホームページ「公益法人information」で募集を行っています。

なお、7月の窓口相談については、6月7日（木）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）。

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の
各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの



⑤内閣府新公益法人制度ホームページ「公益法人information」等による情報提供

内閣府では、「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/)において、新制度のポイント解説、申請書類の記載例、定款の代表的規定例など、申請に役立つ各種資料や情報を提供しています。



1.新制度のポイント(動画による図解入り解説)

新制度のポイントを動画形式で分かりやすく紹介しています。

2.相談・研修のお知らせ

これからの申請検討に着手される法人を対象とした基礎的研修会、内閣府での窓口相談・電話相談、弁護士や公認会計士等による相談会、法人が開催する研修会等への講師派遣などの情報を随時掲載しています。

3.「定款変更の案」作成の案内

定款の規定例とその説明が取りまとめられています。移行に当たって「定款変更の案」を作成する際の参考になります。※法令等、手引き、FAQなども掲載しています。

4.申請書類の記載例

必要事項が記載された申請書類の記載例を掲載しています。なお、記載例はあくまで一例であることにご留意ください。

5.よくある誤解への回答

これまで法人の皆様から寄せられた相談等を踏まえ、新公益法人制度に関して多くの方が誤解されている相談内容への回答について紹介しています。

⑥ 業態別説明会への講師派遣(要事前申込)

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします(謝金は不要です。)

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

一般法人に移行された皆様へ ～公益目的財産額等の確定手続きについて～

一般法人に移行した法人は、移行の登記をした日から公益目的支出計画を実施していくこととなります。そのため、法令上、移行の登記の日から3カ月以内に、移行の登記の日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で貸借対照表及びその付属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。提出後、行政庁で内容を確認し、誤りがないと認めた場合に、その旨通知することとなります。この手続きを「公益目的財産額等の確定手続」と言います。

算定の結果、移行認可申請時の公益目的財産額と確定額が異なる場合は、公益目的支出計画の実施期間も併せて確定させることとなります。なお、内閣府では、申請時の額と比較して減少額（もしくは減少割合）が大きい場合は、減少理由などについて、個別に確認させていただく場合があります。

～留意点～

○移行の登記完了後、「登記完了届出」が行政庁に対して行われていない場合、「確定手続」を電子申請上で行うことが出来ませんので、当該届出を必ず行っていただくようお願いします。

○額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などを確定時の算定額として用いることができます。

* 詳細については、『公益目的財産額に係る必要書類の手引き』をご参照ください。

公益法人の活動紹介⑩

～公益財団法人東邦銀行教育・文化財団～ (福島県認定)

設 立 平成5年4月1日設立

設立経緯

福島県を中心に営業している株式会社東邦銀行が創立50周年を記念して、県内で活動している文化、スポーツ団体(アマチュア)を支援することにより、「より豊かな地域文化の創造及び地域住民の健康増進」を目的として「財団法人東邦銀行文化財団」を設立しました。その後、平成7年から開館した伝統こけしの展示館(西田記念館)の運営・管理を行っています。

平成24年4月1日より、福島県の公益法人移行認定を受けて、「公益財団法人東邦銀行教育・文化財団」へ移行し、次の3つの事業を中心に活動しています。

事業内容

【1. 文化、スポーツに関する各種活動団体(アマチュア)への助成】

年間2回募集を実施し、20～40先に助成しています。

地域の文化団体やスポーツ少年団の活動成果としての発表大会への助成が主で、1回あたりの助成額は100千円～200千円です。

平成5年設立以来、平成23年度までの助成団体数はのべ約6百団体に達しています。

昨年の大震災により被害をうけた県内の文化・スポーツ団体へのはたらきかけを広げて、文化・スポーツ面での復興を支援していきます。



箆谷剣友会



プリムローズ

【2. 原郷のこけし群 西田記念館でのこけし展示と小学生対象の「こけし講座」】

平成7年に開館した伝統こけしの展示館の運営・管理を行っています。

故西田峯吉氏から寄贈を受けた蒐集品約3500本を中心として開館し、現在は約1万本を収蔵し、常時約1300本を展示しています。



こけし講座の様子

入館者は年間5～6千人、平成23年度まで累計来館数は16万人を超えています。

専門の学芸員1名が常勤しており、年3回の企画

展を開催するほか、県北地方の小学校を対象とした「こけし講座」を実施しています。昨年度の「こけし講座」を利用した小学校はのべ12校で児童数は約7百人に達しています。

現在実施している企画展「WE LOVE KOKE SHI!」は「漫画家さくらももこの絵付こけし」など「POPこけし」と呼ばれるものを展示し、従来の伝統こけしとともに新しいこけしの姿を若い人に見に来ていただくことを目的としています。

公益法人の活動紹介⑪

～公益社団法人総合紛争解決センター～ (大阪府認定)

1. はじめに

公益社団法人総合紛争解決センターは、大阪府下を中心とした士業団体、消費者団体、経済団体、地方公共団体等が、協働して運営する裁判外紛争解決手続機関(ADR)です。

当センターは、当初より、公益認定を受けることを予定し、平成21年1月30日に一般社団法人として設立、同年3月2日、ADR事業を運営開始、同年9月2日には、公益認定(大阪府下第1号(移行認定除く。))を受け、同年9月14日には、ADR促進法に基づく、法務大臣の認証を取得しました(認証番号43号)。

当センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決機関として、専門性を持った士業団体を中心に、国、地方公共団体、経済団体等の各種団体が参画し、運営及び手続を協働して行い、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的としています。

2. 多数の専門家が参加する総合的ADR

当センターには、次の21団体が会員団体、又は協力団体として参加し、協働して運営しています。

大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、(社)大阪府不動産鑑定士協会、大阪府行政書士会、(社)大阪府宅地建物取引業協会、日本公認会計士協会近畿会、(社)大阪府建築士事務所協会、(社)大阪社会福祉士会、大阪府社会保険労務士会、(社)大阪府建築士会、

【3. 奨学金給付事業】

平成24年度中に「財団法人東邦育英会(当財団と同じく株式会社東邦銀行が昭和58年設立)」より引継ぐ予定の事業です。

大学進学を希望する県内高校生を対象に毎年15名程度の奨学生(在学4年間毎年20万円給付…返済義務なし)を募集しており、「財団法人東邦育英会」を利用した奨学生は、平成23年度まで累計3百人以上です。

近畿税理士会、特定非営利活動法人消費者ネット関西、全大阪消費者団体連絡会、(公社)消費者関連専門家会議、特定非営利活動法人消費者情報ネット、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、大阪府市長会

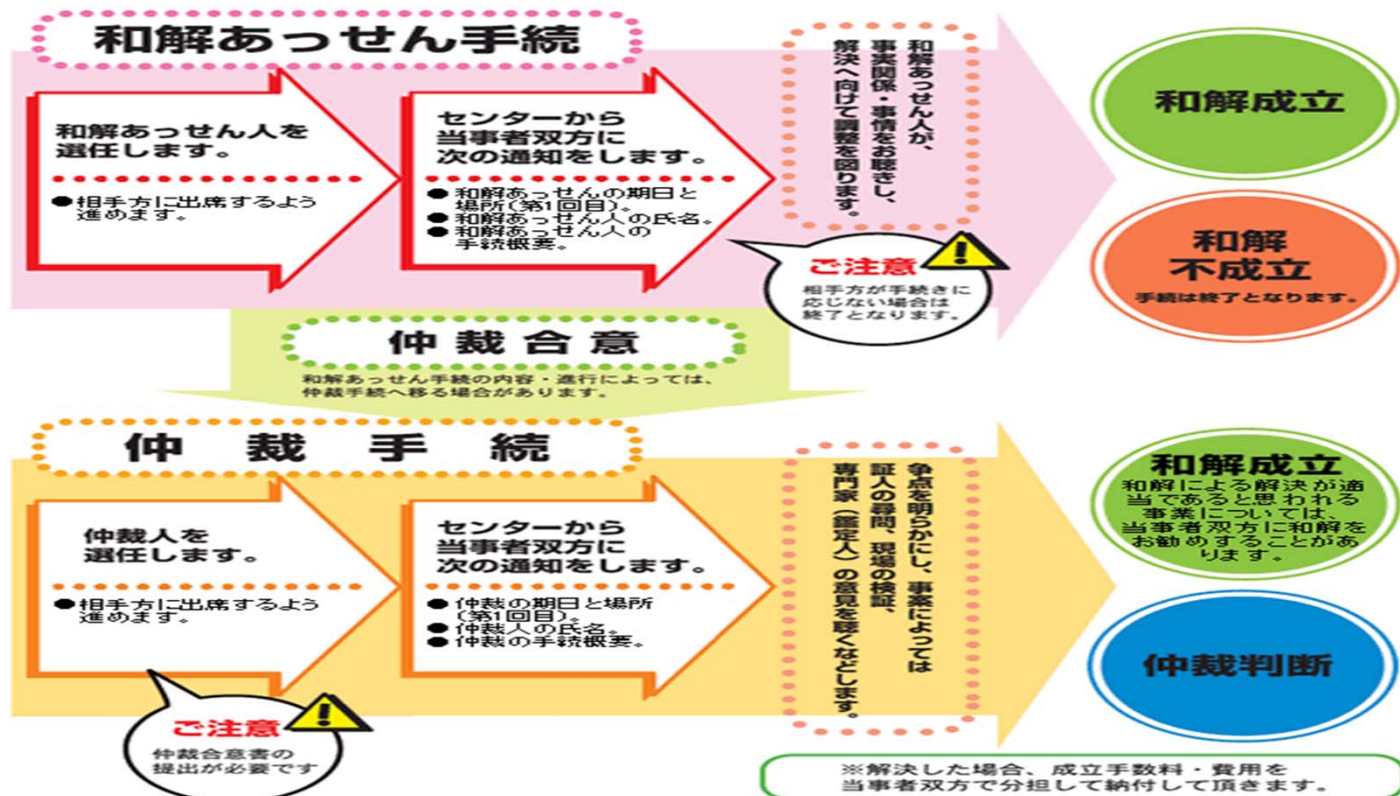
和解あっせん手続又は仲裁手続を主宰する和解あっせん人又は仲裁人は、これら21団体のうち、自治体を除く、各団体からの推薦のほか、医師や臨床心理士なども和解あっせん人又は仲裁人候補者として登録されています。このように多くの士業団体等が参加するADR機関は、全国で初めてです。

3. 事業内容

当センターの事業は、民事に関する紛争について、「和解あっせん手続」と「仲裁手続」を実施することです。

和解あっせん手続とは、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする手続で、仲裁手続とは、民事紛争の解決を第三者の仲裁人の判断に委ね、その判断によって紛争を解決することを合意する旨の仲裁合意に基づき、仲裁人が当該紛争について、判断をする手続です。

各手続は、紛争の当事者の一方又は双方からの申立てにより、概ね、以下の図のとおり進行します。



4. 実績

平成21年度は132件、平成22年度は144件、平成23年度は131件の申立を受理しました。今後は、更に多様な専門家にご協力いただくなど、利便性を向上してより多くの方々の民事紛争の解決に尽力していく所存です。

年度	申立受理件数	終結事件数	解決事件数	解決率
平成21年度	132件	92件	26件	28.6%
平成22年度	144件	155件	58件	37.4%
平成23年度	131件	125件	38件	30.4%

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人(※1)を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

(応募手続き)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

(留意事項)

- (※1) 特例民法法人、一般法人は原則対象ではありませんが、公益法人の活動に有益と考えられる取組など「公益認定等委員会だより」で紹介したいと考えられるものがあれば、個別に御相談を承ります。
- (※2) 掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- (※3) ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- (※4) 大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL : 03-5403-9528、9533、9524 e-mail : koueki-info@cao.go.jp

事業報告等の提出について

「事業年度が3月末で終了する法人は、 6月末が提出期限となります！」

(本年4月以降に認定・認可を受けた法人については、移行後最初の事業年度が終了する来年3月以降に対応が必要となります。)

公益法人は「事業報告等」(※1)を、公益目的支出計画実施中の一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」(※2)を、**毎事業年度経過後3か月以内に作成し行政庁に提出**するとともに、法令で定める書類を事務所に備え置く必要があります。

これらの定期提出書類は、国民に対して、法人の事業運営(一般法人については公益目的支出計画の実施)の透明性を確保し、その説明責任を果たすために大変重要な書類であることから、法人には事務所への備置きが、また行政庁には請求に応じた開示が義務付けられております。そのことを十分ご理解いただき、必ず提出期限内に提出するようお願いいたします。(定期提出書類のうち貸借対照表、損益計算書、事業報告等については、社員総会(社団法人)又は評議員会(財団法人)における承認等が必要ですので、これらの手続に必要な期間を見込んだスケジュールの設定にご留意ください)

なお、定期提出書類の提出がない場合は、50万円以下の過料の処罰の対象となるほか、公益法人については公益認定の取消事由(公益認定法違反)に該当することになりますので、十分ご留意ください。

「事業報告等」(※1)

財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュフロー計算書(会計監査人設置法人のみ)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿(公益社団法人のみ)、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

「公益目的支出計画実施報告書等」(※2)

公益目的支出計画実施報告書、同報告書の監査報告、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

定期提出書類の作成・提出・備え置きの詳細については、
『定期提出書類の手引き公益法人編』及び『定期提出書類の手引き移行法人編』をご覧ください。